

「日本の NDC（国が決定する貢献）（案）」に対する意見募集について

令和 3 年 9 月 3 日

内閣官房副長官補室

環境省地球環境局総務課脱炭素社会移行推進室
経済産業省産業技術環境局環境政策課環境経済室

2015 年の COP21 で採択されたパリ協定において、締約国は削減目標等である「国が決定する貢献（NDC, Nationally Determined Contribution）」を作成・通報・維持しなければならないと定められています。

この度、中央環境審議会地球環境部会中長期の気候変動対策検討小委員会と産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会地球温暖化対策検討ワーキンググループの合同会合（以下「合同会合」という。）において行われた地球温暖化対策計画の見直しの検討を踏まえて、「日本の NDC（国が決定する貢献）（案）」を取りまとめました。

については、同 NDC 案について、国民の皆様から幅広く御意見を募集いたしますので、以下の意見募集要領に沿って提出いただきますようお願いいたします。

募集期間終了後、御意見の概要とそれについての考え方をとりまとめた上で公表する予定です。（頂いた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、御了承願います。）

【意見募集要領】

1. 意見募集対象

【資料】「日本の NDC（国が決定する貢献）（案）」

2. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載
- (2) 内閣官房及び環境省のホームページにおける掲載
- (3) 環境省地球環境局総務課脱炭素社会移行推進室にて配布

3. 意見募集期間

令和3年9月3日（金）～令和3年10月4日（月）必着

4. 意見提出先・提出方法

下記のいずれかの方法で、日本語にて御意見を送付してください。また、下記以外の方法（電話等）による御意見の提出には対応しかねますので、あらかじめ御了承ください。

（注意事項）

・1つの意見フォームにつき1つの御意見を記載頂くよう御了承願います。

- ・御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることを予め御了承願います。なお、氏名、住所及び電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用いたしません。
- ・皆様から頂いた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを利用する場合

e-Gov (<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の「意見募集案件」の一覧から「日本のNDC（国が決定する貢献）（案）」に対する意見の募集について」にアクセスいただき、「意見募集要領（提出先を含む）」を御確認の上、「意見入力へ」のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より御提出ください。

<電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合の記入項目>

- 〔1〕 氏名（法人・団体の場合は、法人・団体名、意見提出者の氏名）
- 〔2〕 連絡先（郵便番号、住所、連絡先電話番号、電子メールアドレス）
- 〔3〕 意見の該当箇所

どの部分についての御意見か分かるよう、「提出意見」欄に該当箇所を明記してください。

（例）○ページ○行目、第○章第○節○。（○）など

- 〔4〕 御意見の概要

御意見が100字を超える場合は、御意見の概要（100字以内）も併せて「提出意見」欄に御記入ください。

〔5〕 御意見及び理由

日本のNDC（国が決定する貢献）（案）に対する御意見及びその理由を「提出意見」欄に記入してください。

（2）郵送の場合

別紙の様式（A4用紙）をダウンロードし、その様式に沿って御意見等を御記入の上、以下の宛先まで送付ください。なお、封筒に赤字で「日本のNDC（国が決定する貢献）（案）に関する意見」と記載してください。

（提出先）

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館3階
環境省地球環境局総務課脱炭素社会移行推進室
日本のNDC（国が決定する貢献）（案）に対する意見募集担当宛て

5. 関連情報

合同会合の資料は、環境省及び経済産業省のホームページに掲載しております。

- 環境省地球環境部会中長期の気候変動対策検討小委員会（産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会地球温暖化対策検討WG合同会合）

<https://www.env.go.jp/council/06earth/yoshi06-20.html>

- 産業構造審議会 産業技術環境分科会

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/index.html

6. 留意事項

以下に該当する場合など、いただいた御意見の内容によっては受付の対象外とさせていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。

- ・御意見の内容が「日本のNDC（国が決定する貢献）（案）」と無関係な場合
- ・御意見の中に、特定の個人・法人等が識別され得る情報がある場合
- ・個人・法人・事業等の権利利益を害するおそれがある場合

- ・個人・法人・事業等の誹謗中傷に該当する場合
- ・事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当する場合
- ・記載された情報が虚偽であると判明した場合